

交番相談員運用要綱の制定について（例規通達）

平成17年3月29日

例規第12号

この例規通達は、交番勤務員の不在時における住民サービスの向上と地域の実態に即した地域警察活動の効果的な推進を図るため、また、交番相談員の運用を適正に行うため、必要な事項を定めたものである。

主な内容は

- 相談員の身分
- 相談員の責務及び職務
- 指揮監督及び指導教養
- 勤務日、勤務時間及び勤務計画

等である。